

新潟市民病院財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年10月1日

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

新潟市民病院管理規程第13号

新潟市民病院財務規程の一部を改正する規程

新潟市民病院財務規程（平成20年新潟市民病院管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

第69条の次に次の1条を加える。

（繰替払）

第69条の2 施行令第21条の8第3号の規定により繰替払のできる経費は、指定納付受託者に納付させる収入金の取扱いに係る手数料とし、繰り替えて使用できる収入金は、当該収入金とする。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。